

法律とは

わたしたちの営む社会生活は、法律をはじめ習俗、宗教、道徳などの社会規範によって規律されています。

社会の秩序は、これらの規範によって維持されているわけですが、法治国家である日本では、ほとんどの社会生活上の関係が法律によって規律されているといっても過言ではないでしょう。

「物を盗んではいけない」「人をだましてはいけない」「約束は守らなければいけない」といった道徳として当然と思われることも、刑法の窃盗罪や詐欺罪、また、民法の債務不履行など、法律の規定によって規律されています。

法は、様々な基準により分類することができますが、ここでは形式による分類と内容による分類について紹介します。

I. 形式による分類

1. 成文法と不文法

法は、文書の形に表されているか否かによって、成文法と不文法とに分けられます。成文法は、国会などの立法機関が成文化して制定したもので、制定法ともいいます。これに対し不文法は、慣習のうち法的効力が認められた慣習法や、裁判の判決や決定により一定の基準としての効力が認められた判例法などのことをいいます。

2. 一般法と特別法

法律の適用領域が地域・人・事項等によって限定されないものを一般法といいます。これに対し、適用領域が地域・人・事項等によって限定されているものを特別法といいます。両者の区別は相対的であり、例えば、民法との関係では商法は特別法であり、国際海上物品運送法との関係では商法は一般法となります。

なお、特別法は一般法に優先して適用されます。

3. 強行法規と任意法規

当事者間で法律の規定と異なる定めができるか否かにより、強行法規と任意法規に分かれます。

強行法規とは、公の秩序に関する規定に多くあり、当事者がこれと異なった内容を取り決めることができない（効力を認めない）規定のことをいいます。これに対し任意法規とは、当事者間の取り決めの効力を認める規定のことをいいます。

なお、一般的には、契約に関する法律は、当事者間の意思を尊重し任意規定とされていますが、消費者と事業者との情報力、交渉力の格差に着目し、消費者契約法、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律などにおいて、消費者保護の観点から強行規定の条文が盛り込まれる傾向にあります。

Ⅱ. 内容による分類

1. 公法と私法

公法とは、国と公共団体の内部関係、または国・公共団体と私人との間の関係を規律する法律のことをいいます。代表的なものとしては、憲法、行政法、刑法、訴訟法などが公法に属します。これに対し私法とは、私人相互間の関係を規律する法律のことをいいます。代表的なものとしては、民法、商法、保険法などが私法に属します。

また、本来、私法の領域であるとされてきた市民や企業間の法律関係についても、社会の発展・複雑化に伴い、社会的弱者の保護など一定の公益的見地から国家の積極的介入を根拠付ける法律が制定されるようになってきています。これらは社会法と呼ばれ、労働基準法などが挙げられます。

さらに、国民経済的立場から、経済秩序、経済過程への国家の介入を目的とする経済法があります。

(1) 公法

① 憲法

主として国民の基本的人権、自由権、社会権および国の統治機関の組織・作用等を定めた国の根本法で、その他の法令がこれに違反することを許さないとする最高の効力を有する法規です。

② 行政法

内閣法、国家行政組織法、国家公務員法、地方公務員法、地方自治法など、行政の組織や作用に関する法律の総称です。

③ 刑法

犯罪となる行為やそれに科せられる刑罰を定めた法律です。

④ 訴訟法

民事訴訟法、刑事訴訟法、行政事件訴訟法など、権利・義務の実現の手続きを定めた法律の総称です。

(2) 私法

① 民法

私人相互間の財産取引関係や家族関係など、一般の私人と私人との間の市民生活関係を規律する法律です。この民法は、次の5編から成ります。

- ・ 第1編 総則
- ・ 第2編 物権
- ・ 第3編 債権
- ・ 第4編 親族
- ・ 第5編 相続

本テキストでは、『第2編 損害賠償に関する知識』において、民法第3編 債権のうちの「不法行為」と「債務不履行」を中心に解説を加えるとともに、民法の特別法である「自動車損害賠償保障法」「製造物責任法」「国家賠償法」および「失火ノ責任ニ関スル法律」についても解説します。

また、『第3編 相続に関する知識』において、民法第4編 親族および第5編 相続について解説します。

② 商法

商人相互の間および商人と私人との間の市民生活関係を規律する法律です。

民法と商法の関係は一般法と特別法の関係に立つので、商法が優先的に適用され、民法は、商法に規定されていない事項に限って適用されることとなります。この商法は、次の3編から成ります。

- ・ 第1編 総則
- ・ 第2編 商行為
- ・ 第3編 海商

なお、特別法として、「会社法」があります（商法第2編、有限会社法、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律〈商法特例法または監査特例法〉などを統合し再編成して2005〈平成17〉年に制定）。

③ 保険法

社会経済情勢の変化に対応し、消費者の保護と保険制度の健全性の維持の観点から、商法第2編（商行為）第10章（保険）の規定が改正され、2008（平成20）年6月6日に「保険法」（平成20年法律第56号）が制定され、2010（平成22）年4月1日に施行されました。

本テキストでは、『第1編 損害保険契約に関する知識』において、保険法のうち、損害保険契約および傷害疾病定額保険契約に関する規定について解説します。

(3) 社会法

① 労働法

労働基準法、労働契約法、労働組合法、労働関係調整法、最低賃金法など、民法における労使間の雇用契約に関し、労働者の労働条件の維持・改善を目的とする法律の総称です。

② 社会保障法

雇用保険法、生活保護法、社会福祉法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法など、日本国憲法で保障する国民の「生存権」（憲法第25条）を実現することを目的とする法律の総称です。

(4) 経済法

代表的なものとしては、事業者の公正かつ自由な経済活動の促進を目的とする「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（独占禁止法）があります。

保険業法などの業法も経済法に含まれます。

2. 民事法と刑事法

民事法とは、私人間の権利義務関係およびそれに関する紛争解決を規律する私法の実体法とその手続法の総称のことをいい、これには、民法、商法、保険法、民事訴訟法などがあります。

これに対し、刑事法とは、犯罪とそれに対する国家の刑罰権行使について規律する実体法とその手続法の総称のことをいい、これには、刑法、刑事訴訟法などがあります。

3. 実体法と手続法

実体法とは、権利義務などの法律関係の内容を定める法律のことをいい、これには、民法、商法、保険法、刑法などがあります。

これに対し、手続法とは、実体法の内容を実現するための手続きを定める法律のことをいい、これには、民事訴訟法、刑事訴訟法などがあります。

刑法の一部改正に伴う拘禁刑の新設について

刑法の一部改正（令和4年6月17日法律第67号〔第2条〕2025（令和7）年6月1日施行予定）により、これまでの懲役刑や禁錮刑は廃止され、拘禁刑に統一されます。これに伴い、施行後は他の法律においても、すべて同様の変更が生じますが、本テキストにおいては、改正前の表記で掲載しています。